

保健所長 殿

病院名（診療所名）

所在地

電話番号

管理者氏名

診療用放射線照射装置備付届出事項の
一部変更届

次のとおり診療用放射線照射装置の備付届出事項の一部を変更するので、医療法（昭和23年法律第205号）第15条第3項及び同法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第29条第2項の規定により届け出ます。

1 一部変更に係る診療用放射線照射装置備付届出年月日	年 月 日
2 変更する診療用放射線照射装置備付届出事項 (該当する項目の□を■で表示すること。)	
<input type="checkbox"/> (1) 診療用放射線照射装置の製作者名及び型式 <input type="checkbox"/> (2) 診療用放射線照射装置に装備する放射性同位元素の種類 <input type="checkbox"/> (3) 診療用放射線照射装置に装備する放射性同位元素の数量（ベクレル） <input type="checkbox"/> (4) 診療用放射線照射装置を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴 <input type="checkbox"/> (5) 診療用放射線照射装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要 <input type="checkbox"/> (6) 診療用放射線照射装置使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要 <input type="checkbox"/> (7) 貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要 <input type="checkbox"/> (8) 運搬容器の放射線障害の防止に関する構造設備の概要 <input type="checkbox"/> (9) 診療用放射線照射装置により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要 <input type="checkbox"/> (10) 診療用放射線照射装置、診療用放射線照射装置使用室、貯蔵施設及び運搬容器並びに診療用放射線照射装置により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する予防措置の概要	
3 変更しようとする理由 及び変更予定年月日	

4 変更前	5 変更後
6 添付書類	<p>① 変更する診療用放射線照射装置備付届出事項が（４）以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漏えい放射線測定結果報告書（日本工業規格A列4番）又はしゃへい計算書を添付すること。 <p>② 変更する診療用放射線照射装置備付届出事項が（５），（６），（７），（８），（９）又は（１０）の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 隣接室名，上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した診療用放射線照射装置使用室等の平面図及び側面図を添付すること。 ・ 診療用放射線照射装置使用室等の平面図は，照射方向，発生管から天井，床及び周囲の画壁外側までの距離（メートル）並びに防護物の材料及び厚さを記入した50分の1の縮図とすること。 ・ 平面図中に，管理区域及びその標識の位置を記入すること。

- (注)1 診療用放射線照射装置1個（据え置き型の装置については1台）につき当該様式1部を提出すること。
- 2 変更前にあらかじめ提出すること。
- 3 □欄には該当するものを■で表示すること。
- 4 変更する診療用放射線照射装置備付届出事項が（３）の場合には，「4 変更前」，「5 変更後」の欄に記載する診療用放射線照射装置を使用する医師，歯科医師又は診療放射線技師の放射線診療に関する経歴として，次の事項を記載すること。
- (1) 医師，歯科医師又は診療放射線技師の卒業学校，卒業年度
- (2) 免許証番号，免許証取得年月日
- (3) 入職年月日（放射線関係科配属年月日）
- 5 具体的な「4 変更前」，「5 変更後」の欄への記載は，変更する事項に係る様式第49号診療用放射線照射装置備付届の記載を参考に行うこと。